

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	文化振興課	55	結果	1	特定建築物点検及び消防設備点検にて多くの不備が指摘されている	<p>当財団の運営する施設の法定点検にて多くの不備が指摘されているが、設備の修繕や更新が適時にできていないものがある。現状では、有事に施設利用者の安全が図れない恐れがある。また、市の監督責任が問われる可能性もある。</p> <p>当財団の所有する施設は、相当程度老朽化している。令和8年から改修工事を実施する予定とのことであるが、利用者の安全が最優先されるべきものである。市と当財団で修繕に関して協議し、早急に対応すべきである。</p>	<p>施設の法定点検において指摘されている不備については、利用者の安全性に直ちに影響を及ぼすもののみならず、建築関係法令等における既存不適格とされるようなものも含まれる。このうち、利用者の安全性に直ちに影響を及ぼす懸念がある不活性ガス消火設備や自動火災報知機等については、令和7年3月から同年4月までの間において修繕等を行い、不備の是正を行った。</p> <p>また、既存不適格とされるものについては、令和8年4月から施設を休館し、大規模改修を行う予定であることから、その中で対応を行うとともに、今後については、修繕計画を作成して適切に管理するなど再発防止を検討していく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	59	結果	2	監事が税務申告の代理を行っている。	<p>監事が当財団の税務申告の代理をしており、外形的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがある。</p>	<p>監事の役割や独立性について監事と再確認を行い、令和6年度から監事を申告代理人とすることなく、財団が自ら直接行うよう取扱いを改めた。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	60	結果	3	市から当財団に交付される補助金の精算に関する実績報告が報告されていない。また、市も実績報告の正確性を検証していない。	<p>当財団に交付された補助金の対象経費が実績に基づいて集計・報告されておらず、また、市は当該補助対象経費に関する報告の正確性を検証していない。現状では、補助金交付の使途や交付額の妥当性が検証されておらず、今後の補助金額の決定が適切に行えない。</p> <p>当財団は、市から適切な補助金額の交付を受けるため、実際に生じた経費額を集計し市に報告する必要がある。</p> <p>市は、補助金の使途が適切であったのか、また、交付額が妥当であったのかを検証するため、収支報告と帳簿記録や証拠書類と照合する必要がある。</p>	<p>令和8年度からの耐震化工事に向けた施設の休館及び譲渡に伴い財団の収支構造が大きく変化することに合わせて、補助金の積算方法を大きく変更した。今後はその積算に基づき使途及び金額の適正性を確認していくため、手法を検討している。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	園田地域課	62	結果	4	共同事業体として指定管理者に選定されているが、共同事業体構成員間で利益・損失の分配が行われていない。	<p>共同事業体構成員間で、指定管理業務から年度の利益及び損失を毎年度折半することとなっているが、代表構成員から構成員に対して担当業務に関する支払いを行うのみであった。現状では、当財団から構成員への指定管理業務の一部の再委託と変わらず、共同事業体として運営のリスク分担を行っていることにはならない。</p> <p>協定書に定めたとおり、共同事業体構成員間で毎年協議の上、利益・損失の分配を行う必要がある。</p>	<p>共同事業体構成員間で生じた利益・損失については、従前より指定管理料の収支差額として生じた利益を分配してきたが、一部分配すべき利益・損失の捉え方が適当でない部分があった。</p> <p>令和6年度収支分からは、分配すべき利益・損失の項目や分配率を精査し直し、協定書の趣意に従った利益の分配になるように改めた。</p>	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	園田地域課	63	結果	5	指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も正確性を検証していない。	収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 当財団は、市が指定管理料が適切であったことを検証できるように、指定管理業務において生じた実際の収支を集計し市に報告する必要がある。市は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定の際の指定管理料決定の基礎とするため、収支報告と帳簿記録や証憑書類と照合し、収支報告の正確性を検証する必要がある。	包括外部監査の結果、責任者の人件費の計上方法が実際の責任者の年収額となっていなかった。一方で、責任者については文化振興財団の職員が兼務しているため、当該指定管理に係る収支報告にその職員の年収額そのものを置くことも正確性に欠くと考えられる。そのため、人件費の計上方法については文化振興財団側の考え方（決算の算出方法）を踏まえ、より妥当性のある計上方法となるよう協議を進めている。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	園田地域課	65	結果	6	指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。	指定管理業務の一部の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者ではないこと、また重要な部分が委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。 市からの再委託承認を得て、その後発注を行う必要がある。また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることも検討すべきである。	指定管理者からの再委託申請とそれに対する承認については再委託開始前までに行えるよう令和7年度施行分から運用を改めた。また、今後、再委託承認手続のものを無くすために、指定管理業務のマニュアルに、再委託の手続について追記した。 指定管理者からの再委託の複数年の承認申請については、現状では、統一的な運用ルールがないため、統一的な運用ルールが策定され次第、それに沿った取扱いに改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	園田地域課	66	結果	7	市から指定管理業務のために貸与された備品のリストが毎年提示されていない。	市からの貸与備品について、当財団に貸与備品のリストが毎年送付されておらず、現状では、市に貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違（紛失、台帳登録誤り、横領等）があったとしても、判明しない。 市からの貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。	市からの貸与備品については、令和7年度以降毎年度指定管理者に備品台帳を提示し、それに基づいて適切な備品管理を行うこととし、施設の大規模改修工事が実施される令和8年度までに、園田東及び園田西生涯学習プラザの貸与備品を実査する。 なお、令和9年度以降は、指定管理期間内の定期的な実査を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	園田地域課	67	結果	8	指定管理施設において、市から貸与された未利用の備品がある。	園田西生涯学習プラザにおいて、長期間利用されていない市からの貸与備品があるが、市として当該状況が把握できておらず、結果、事務手続として必要な対応（不用の決定）が実施されておらず問題である。 貸与備品について、定期的な実査を実施する体制を構築し、実在性を確認するとともに、利用状況を把握し、利用しない備品について、適時に不用の決定を行う必要がある。	必要に応じて両方で協議しながら、備品の利活用方法等を含めた総合的な観点をもって適切な備品管理を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	文化振興課	69	結果	9	随意契約の理由が合理的なものとなっていない。	当財団からの委託業務の発注に際して、複数事業者から見積書を入手せず、1者から見積書を入手するのみで随意契約を締結しており、契約の透明性及び競争性が図れない状況となっている。 請負工事及び委託業務等の発注に際しては、入札もしくは複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定する必要がある。	尼崎市総合文化センターの文化棟及びホール棟は、設備の老朽化及びその規模により保守点検業者の辞退が相次ぎ、複数者から見積書が徴取できない状況であったが、令和8年度からは中ホールのみ契約となるため、複数事業者から見積書を徴収するよう助言し、財団もその方向で進めることとした。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	70	結果	10	賞与引当金が計上されていない。	非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当財団では賞与引当金が計上されていない。 会計基準に従い、適切な会計となるように努める必要がある。なお、この賞与引当金計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるため留意を要する。	令和7年12月23日に開催の財団理事会で補正予算案が承認されたため、令和7年度事業年度から賞与引当金を計上することとした。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	ダイバーシティ推進課	77	結果	11	補助金の要綱に精算について明文化されていない。	補助金の精算業務は行われているが、補助金要綱に精算に関する規程がないため、精算行為が正しく行われているのか客観的に判明しない。 補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。	金額確定通知及び精算通知に関する定めを設けるため、公益社団法人尼崎人権啓発協会補助金交付要綱を令和5年9月に改正した。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	障害福祉課	90	結果	12	指定管理施設において、USBメモリが使用されているが、適切に管理されていない。また、1人に1本貸与している。	USBメモリの利用数が多いが、管理簿が設けられていないため、各USBメモリの利用状況が把握できておらず、紛失・盗難により、個人情報漏洩等のリスクが高い状況となっている。 備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するUSBメモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかとする管理台帳を設けることが必要である。	令和7年7月より法人全体で、クラウドストレージを契約し、記録の保存などを行うこととし、USBメモリを使用しないよう情報管理に係る取扱いを変更した。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	障害福祉課	91	結果	13	協定書では、当事業団から月に月例事業報告書を提出することになっているが、提出していない。（身体障害者福祉センター）	現状では、市が指定管理者を適切に監督しているかどうか客観的には判明しない。 当事業団は、協定書に従い月例事業報告書を月に毎月提出し、市は当該月例事業報告書を毎月確認する必要がある。	身体障害者福祉センターでは、自立訓練の実施がなかったことから月例報告書の提出を求めていなかったが、令和7年5月から実施がなかった場合においてもその旨を報告書として提出させるとともに、その報告書を確認するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	障害福祉課	92	結果	14	指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。(身体障害者福祉センター・たじかの園・身体障害者デイスサービスセンター・あこや学園)	指定管理者の責に帰すことが難しいような老朽化を起因とする修繕費用について指定管理者が負担している。現状では、施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保できない。 基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。	あこや学園については、ガスヒーボン室内機の洗浄を行った際に、洗浄を修繕としてとらえず修繕費に計上しないものとして協議を行うことをしなかった。今後については、修繕費に計上する可能性のある1件当たり30万円を超えるもの全てを一部変更協定の対象とすることとして改善した。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	こども青少年局	こども相談支援課	92	結果	14	指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。(尼崎学園)	指定管理者の責に帰すことが難しいような老朽化を起因とする修繕費用について指定管理者が負担している。現状では、施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保できない。 基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。	施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保するため、指定管理協定書において定める修繕基準額を超過する修繕については、これまでも市と指定管理者との間で協議を行い、その負担を決定してきたところであるが、そのような協議の結果を記録していなかったため、令和7年度からは、協議の結果について記録化するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	こども青少年局	こども相談支援課	94	結果	15	指定管理施設である尼崎学園の躯体及びバルコニーの漏水が改善できていない。	指定管理施設である尼崎学園の令和4年4月の特定建築物等定期点検において、天井漏水痕、防水層浮き、断裂があることを指摘されており、施設躯体内に水が回っている可能性がある。	令和7年10月10日に建築課職員とともに現地調査を実施した。現地確認の結果、漏水の原因については、屋上防水シートの劣化によるものとは考えにくく、屋上の吸排気ダクトの設置状況から風向き等の条件が重なって雨水を吸引したものと考えられた。このため、修繕の緊急性は低いことから来年度の修繕施工は見送ることとした。 なお、今後については、雨天時の漏水には細心の注意を払うとともに、工事の実施時期については、入居児童やコストの低減を念頭に置いて、他の施設改修工事等との抱き合わせ施工を検討する。	見解の相違	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	障害福祉課	96	結果	16	指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。 (身体障害者福祉センター・たじかの園・身体障害者デイサービスセンター・あこや学園)	指定管理業務の一部の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者ではないこと、また重要な部分が委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。 市は、指定管理者からの再委託の承認申請に対し、審査のうえ書面により承認する必要がある。一方、当事業団は市からの再委託承認を入手し、その後に発注を行う必要がある、また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることも検討すべきである。	これまで社会福事業団からの再委託の承認申請について、毎年度管理業務に係る実施計画書として書面により申請受理していたが、承認通知を行っていなかったため、申請受理後に承認通知を行うよう取り扱いを改めた。 指定管理者からの再委託の複数年の承認申請については、現状では、統一的な運用ルールがないため、統一的な運用ルールが策定され次第、それに沿った取扱いに改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	こども青少年局	こども相談支援課	96	結果	16	指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。 (尼崎学園)	指定管理業務の一部の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者ではないこと、また重要な部分が委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。 市は、指定管理者からの再委託の承認申請に対し、審査のうえ書面により承認する必要がある。一方、当事業団は市からの再委託承認を入手し、その後に発注を行う必要がある、また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることも検討すべきである。	令和7年度からは年度協定書に再委託の承認に係る手続についての条項を盛り込むとともに、当該条項に基づき指定管理者からの再委託の承認を求める手続に対し、審査を行ったうえで承認を行った。 指定管理者からの再委託の複数年の承認申請については、現状では、統一的な運用ルールがないため、統一的な運用ルールが策定され次第、それに沿った取扱いに改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	企画管理課	97	結果	17	当事業団が保有する備品の現物確認を、定期的かつ網羅的に行っていない。 (社会福祉事業団・サン野菊尼崎)	備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況が判明しない、紛失している（横領されている）ことが判明しないリスクがある。 当事業団が保有する備品と備品を管理する台帳を定期的（少なくとも年1回）に照合する必要がある。	社会福祉事業団に備品に係る管理台帳の令和7年度中の作成を求めた。また、保有する備品の量が多いことから、サンプリング的に確認するなどにより少なくとも年1回は備品の現物確認を行うとともに、全ての備品を複数年かけて現物の確認ができる取扱いに改めるよう指導した。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	障害福祉課	97	結果	17	当事業団が保有する備品の現物確認を、定期的かつ網羅的に行っていない。 (あこや学園)	備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況が判明しない、紛失している（横領されている）ことが判明しないリスクがある。 当事業団が保有する備品と備品を管理する台帳を定期的（少なくとも年1回）に照合する必要がある。	あこや学園持込備品及び指定管理料を充てて購入した備品は、物品の取得や廃棄の際には現物を確認していたが、市からの備品の確認依頼時など少なくとも年に1回は、備品の確認を行うよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	保健局	保健企画課	107	結果	18	市は、当財団に対して交付した事業補助金に関する収支報告の正確性を検証していない。	市は、当財団に交付した補助金について、実績報告書を入手しているが、報告書に記載される収支について正確かどうかの検証を行っていない。現状は、交付した補助金額が妥当かどうかの検証及び次年度以降の補助金交付額の適切な判断ができない状況にある。 収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類とを抽出により照合し、報告の正確性を検証する必要がある。	包括外部監査人の指摘を受け、財団に対して令和6年度補助金の実績報告のうち、市が指定した経費の領収証等の提出を追加で求めた。本件補助金は診療所運営全体の収入支出に対する差額運営経費補助であることから、具体的な個々の支出に充てるための補助金といった性質のものではないため、個々の経費の領収書を確認するのではなく、サンプリング重点費目として、金額の大きい収入科目「急病診療所収益（診療報酬）」及び支出額上位3科目「委託費・薬品費・保守料」を対象に全数照合を行った結果、実績報告額と合致していることを確認した。 なお、令和7年11月以降の診療所の運営は、医師会への指定管理となったことから補助金は発生しない。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	108	結果	19	市等から委託を受けた検査業務をすべて再委託している。	市は当財団に随意契約により検査業務を委託しているが、当財団から外部へすべて再委託されている。市から当財団に発注することに合理性はない。 市からの随意契約による検査業務委託のすべてを再委託することについては、契約のあり方を所管課とともに検討する必要がある。	市は令和8年度の契約に向け、1者特命随意契約から競争入札へ、契約方法の見直しを検討する。 また、財団においては市所管課と協議を行いながら、契約のあり方につき検討を行う。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	108	結果	20	検査事業と賃貸事業を明確に分けて会計処理を行う必要がある。	検査事業は、再委託先である法人からの賃貸料を同じ事業区分とすることで、表面上経常増減額はプラスになっているようになっていた。検査事業と賃貸事業を切り分けて考える必要がある。 賃貸事業との混同により事業全体の収支状況が不明瞭になっていることから、適切に事業区分を分けて収支状況の管理を行っていく必要がある。	検査事業において委託業者から受ける賃貸料、共益費、施設維持管理に係る修繕等の費用については、今後、施設貸与事業会計で会計処理を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	111	結果	21	市から委託される健診業務等の価格決定に際し、先方の指定した金額により見積書を作成し、提示している	契約の透明性を確保できず、また、運営の適切な財源が確保できない恐れがある。 市に見積書を提示するに際しては、財団の職員の確保、財源の確保の観点から、当財団でいくらの収入が必要であるかを勘察し、見積金額を算出する必要がある。また、金額の妥当性を説明する観点から、見積書の内訳についても市に提出する必要がある。	市に見積書を提示するに際しては、令和7年度から財団の職員の確保、財源の確保の観点を踏まえ、事務量に応じた人件費や当該業務に係る経費等を考慮した上で価格を決定し、内訳の記載された見積書を提出するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	113	結果	22	賞与引当金が計上されていない。	非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。 会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるため留意を要する。	これまでの賞与支給に係る会計処理が適切ではなかったため、令和8年度決算の貸借対照表から賞与引当金を計上する。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	商業観光課	116	結果	23	市から派遣された職員が、長時間の超過勤務をしている。	市から当法人に派遣されている職員の超過勤務が月100時間を超過している。超過勤務の上限は、職員の身体及び精神が健全に維持できるように定められたものであるため、事前の超過勤務命令をするとともに長時間の超過勤務は厳に慎むべきである。また、改善が難しい場合は、業務内容の見直しや配置換え等が必要である。	市では、令和7年度から市からの派遣職員を1名増員するとともに、事前の承認手続を徹底し、勤怠管理を適正に運用するよう改めた。また、観光局においても、他部署(事業部)から1名文化観光担当へ配置換えを行い、増員を図った。さらに、ギャラリー閉館後に在庫管理や展示替え準備等の業務が発生するため、業務内容に合わせて遅出出勤を行う等、柔軟な勤務形態を実施した結果、月100時間以上の超過勤務を行った職員はいない状況となった。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	119	結果	24	市からの随意契約による委託事業が外部事業者にすべて再委託されている。また、再委託業務の発注先の一部が、市により指定されている。	市から委託されたフィールドミュージアムガイドシステム導入業務のすべてが再委託されており、また、再委託先が市より指定されている。現状では、市が当法人に業務を委託することの合理性はなく、また契約の透明性が確保できていない状況にある。 市は、委託業務のすべてが再委託されるような業務については、自らが事業者を選定し発注することを検討すべきである。また、随意契約として発注した業務の一部が再委託される場合には、合理的な理由があるのかについて確認し、発注の承認を行う必要がある。さらに、再委託先を市が指定することは、契約の透明性が確保できないため、厳に慎むべきである。	フィールドミュージアムガイドシステム導入業務については、フィールドミュージアム運営事業を観光局の創意工夫のもとに運営を行うよう委託していることとの関連で、観光局に委託を行ったものであるが、結果として、観光局にシステムの導入についてのノウハウがなかったことから、全てが再委託されることにつながってしまった。今後については、観光局に業務を委ねるに当たり、委託とすべきものなのか、それ以外の手法があるのかをといった視点をもとに適切に事業の遂行ができるように精査をしたうえで、取組を進めていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	120	結果	25	当法人から特定の事業者に対し、随意契約により多くの契約が発注されている。	当法人から特定の者に対して、多数の業務が随意契約により発注されている。現状では、契約の透明性は図られていない状況となっている。 特定の者と随意契約を締結するには、合理的な説明が必要である。説明ができないのであれば、入札または見積合わせにより委託事業者を選定する必要がある。	観光局において、今後は、複数事業者から見積合わせを実施するよう取り組んでいく。さらに、市においては、指摘を受けた契約の一覧表を作成し、その状況の確認を行っていただくことで再発防止を図っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	121	結果	26	尼崎城企画展の展示作品の運搬を職員がレンタカーにて行っている。	主催する企画展の展示物を法人職員がレンタカーを利用して自ら運搬している。法人職員が貴重な展示品を乗損するリスクがあり、また、長時間の時間を費やすこととなっている。 企画展に展示する貴重または壊れやすい展示品は、法人職員が自ら運搬するのではなく、展示品運搬の専門事業者に運搬を委託する必要がある。	展示物によっては運搬方法に制限があり、また、これまでは業務体制に余裕がなく時間もない中で職員個人に依存し準備及び設置を行ってきたが、今年度からは柔軟な組織体制を組んでいるため、事前に準備検討し安全かつ効率的に運搬できる方法を検討していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	122	結果	27	市からの当法人に文化観光推進事業の業務が随意契約により委託されているが、すべて外部事業者に再委託されている。	市が随意契約より当法人に委託した業務のすべてが再委託され、また、当該業務の収支が赤字となっている。市が当法人に委託することに合理的な理由はなく、また、収支が赤字となるような再委託に関しては、契約の透明性が確保できない状況にある。 市は、委託業務のすべてが再委託されるような業務については、自らが事業者を選定し発注することを検討すべきである。また、随意契約として発注した業務の一部が再委託される場合には、合理的な理由があるのかについて確認し、発注の承認を行う必要がある。	今後については、観光局に業務を委ねるに当たり、委託とすべきものなのか、それ以外の手法があるのかをといった視点をもとに適切に事業の遂行ができるように精査をしたうえで、取組を進めていく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	商業観光課	123	結果	28	謝金に関する規程が整備されていない。	文化観光推進事業における謝金の交付に関し、当法人にて決裁されているが、金額の設定については、当法人の特定の者が担当している。現状では、謝金交付に関する透明性が図られない状況となっている。 謝金交付の透明性を図るため、謝金額の決定手順を定めた規程を整備する必要がある。	文化観光推進事業における謝金の金額の設定については、アーティストの知名度や人気度等を総合的に考慮して事例ごとに決定をしていたが、今後については、支出の透明性を確保するためにも他都市や他事業者等との事例も参考にして、謝金額の決定手順を定めた規程の整備に向けて検討を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	124	結果	29	補助金が対象事業以外の事業に流用されている。	補助金申請時には補助対象とされていなかった事業に対し、他の補助対象事業から生じた余剰を流用していた。現状では、補助金交付事務に対する透明性が確保できていない状況にある。 事前の厳格な事務手続及び審査の伴わない補助金の流用は、補助金交付に関する透明性が図られないため、厳に慎むべきである。	文化観光推進事業については、実施前年度である令和4年度の補助金交付申請の段階では実施予定ではなかったが、急きょ、令和4年度の年度末に令和5年度から実施することとなった。 そのため、別事業の補助金の余剰金を流用して対応することとしたが適切な事務処理となっていなかった。令和6年度からは厳格な審査及び適正な事務手続を経た後に補助金の交付を行うことを徹底し、課内に周知を図った。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	125	結果	30	賞与引当金が計上されていない。	将来支給される賞与額のうち、当年度の就業に対する部分が賞与引当金として計上されていない。 労働の対価が適切に費用として計上されるよう、賞与引当金を計上する必要がある。なお、この賞与引当金計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるため留意を要する。	令和7年度の事業年度について作成する貸借対照表において、賞与引当金を計上するよう取扱いを改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	ごみ減量政策担当	131	結果	31	人件費補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。	当財団は、人件費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳及び支払いの事実を確認していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。 市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与集計資料を帳簿記録、給与台帳及び支払いの事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。	包括外部監査による指摘を受け、市は、令和6年度の補助金交付額について、補助金説明書、給与明細書、通勤届などの証拠書類と照合のうえ、支払の事実を確認し、補助金の交付額は妥当と判断した。 今後も、人件費補助に関する収支報告の正確性を確認していく。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	業務課・クリーンセンター・ごみ減量政策担当	132	結果	32	委託料の設定に際して、積算を実施しているが、光熱費等の増加分などが最終の委託料に反映されていない。	委託料設定に際して必要となる必要経費の積算が実態と乖離していることで、市においては委託業務に関する実態把握ができない状況に、当財団においては適正な事業管理ができない状況になっている。 より実態に即した積算を行い、事業の実態に基づいた委託料の協議を行う必要がある。	尼崎環境財団は、経営を適切に運営するため、各受託事業の光熱費などの経費を分析し、事業継続の可否を総合的に判断したうえで、市に委託料の見積書を提出している。 一方、市は、財団の全体の経営状況や個別に提示された見積書・内訳書を確認したうえで委託契約を締結している。個々の委託における見積額や事業運営については、法人格を有する尼崎環境財団の判断を尊重する考えであるものの、近年の物価高騰が財団の経営状況に及ぼす影響を注視し、必要に応じて適切な対応を検討していく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	ごみ減量政策担当	132	結果	33	監事が顧問税理士となっている。	当財団の税務申告を担当している顧問税理士が監事を兼任している状況となっており、外観的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがある。 顧問税理士が監事を兼任する状況を解消することが望ましい。	現監事は主務官庁である兵庫県と相談のうえ選任しているが、改めて兵庫県に確認する中で、顧問税理士以外の監事の選任について検討する。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	ごみ減量政策担当	133	結果	34	10万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 10万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。	固定資産に該当しない物品の管理について、市の管理方法を参考として令和7年度中に管理台帳を作成のうえ、現物確認を行った。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	道路課	141	結果	35	指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。	収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。また、法人の共通経費（間接費）に関する取り決めを市と協議する必要がある。	収支の正確性を確保するために、帳簿記録等の資料の提出を求め、整合性の確保を行っていく。 また、法人の共通経費（間接費）については、取り決めは行っていないが、公募時の書類でかなり細分化した事業費の内訳を記入させた計画書の提出を受けており、令和7年度の収支報告書からはその内訳に準じた実績報告を受けることで事業費内訳を把握していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	道路課	142	結果	36	指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。	当法人は、指定管理業務の一部を再委託しているため、毎年度市に再委託に関する承認の申請を行い、市から書面による承認を得ている。しかし、再委託している業務は、5年間の自動更新の契約となっているため、毎年の再委託承認の申請・承認は意味がないものとなっている。 市からの再委託承認を入手し、その後発注を行う必要がある。また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることを検討すべきである。	再委託の複数年の承認については、現状では、統一的な運用ルールがないため、統一的な運用ルールが策定され次第、それに沿った取扱いに改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	道路課	143	結果	37	立花駅自転車駐車場において、利用しない駐輪ラックがポンプ室に放置されている。	自転車駐車場の消火ポンプ施設に有事が生じた場合、同場所に放置されている駐輪ラックが施設復帰の支障をおよぼす可能性がある。 市は、利用していない物品については、不用の決定を行い、施設有効活用の観点から早急に処分することを検討すべきである。	指摘のあった消火ポンプ室に仮置きしている駐輪ラックは、他の不用品などを整理し、空きスペースに移動した。今後、不要な駐輪ラックについては、廃棄物が一定量となった時点で処分を行う予定である。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	都市整備局	道路課	144	結果	38	指定管理施設である武庫之荘駅自転車駐車場の雨漏り箇所が改善できていない。	自転車駐車場の雨漏り箇所が修繕されていないため、利用者及び利用者の自転車が雨に晒され、利用者の満足度が下がる可能性がある。 利用者が快適に自転車駐車場を利用できるよう、所管課と協議し、早急に対応する必要がある。	施設の修繕は、毎年度指定管理者と共に修繕必要箇所を確認し、見積金額をリスト化しており、予算の平準化にも一定配慮する中で、駐輪場のベルトコンベアの修繕など、利用者の安全面に鑑み優先順位の高い項目から実施している。 指摘のあった雨漏り箇所については、施設管理者としても早急な対応が必要なものとして認識しており、来年度予算において対応する予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	道路課	145	結果	39	市から指定管理業務のために貸与された備品のリストが毎年提示されていない。	市からの貸与備品について、当法人に貸与備品のリストが毎年送付されておらず、現状では、市で貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違（紛失、台帳登録誤り、横領等）があったとしても、判明しない。 市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。	市の貸与備品、指定管理者に属する備品の一覧表を令和7年8月に作成し、所管課及び指定管理者で確認した。 また、今後は指定管理者が提出する年度事業報告書に一覧表の提出を求め、双方確認し、適切な備品管理に努めることとする。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	しごと支援課	146	結果	40	10万円未満の備品について、現物の確認をしていない。 (シルバー人材センター)	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 10万円未満の備品についても、定期的に管理台帳と現物の照合を行う必要がある。	保有する備品数が膨大であるため、直ちに全ての什器備品の現物確認を行うことは困難であるが、什器備品の耐用年数はおおむね5年であることから、令和7年度中にまずは令和2年度購入に係る備品の現物確認を行い、以後、毎年備品の現物確認を実施していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	道路課	146	結果	40	10万円未満の備品について、現物の確認をしていない。(指定管理)	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 10万円未満の備品についても、定期的に管理台帳と現物の照合を行う必要がある。	市の貸与備品、指定管理者に属する備品の一覧表を令和7年8月に作成し所管課及び指定管理者で確認した。 また、今後は指定管理者が提出する年度事業報告書に一覧表の提出を求め、双方確認し、適切な備品管理を行っていく。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	しごと支援課	146	結果	41	賞与引当金が計上されていない。	非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。 会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。	令和7年度の事業年度について作成する貸借対照表において、賞与引当金を計上するよう取扱いを改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	商業観光課	155	結果	42	随意契約の理由が合理的なものとなっていない。	当機構からの委託業務の発注に際して、複数事業者から見積書を入手せず、1者から見積書を入手するのみで随意契約を締結している。現状は、原則として複数事業者から見積書を入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性及び競争性が図られない状況となっている。 請負工事及び委託業務等の発注に際しては、契約規則に従い、複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定する必要がある。	これまでは、事業環境や契約条件等により1者見積もりを実施することがあったが、機構の契約規則の原則に立ち返り、令和7年度からは、複数事業者からの見積書を入手し、契約の透明性及び競争性を図るよう取扱いを是正した。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	162	結果	43	事業費補助金の申請の際に、必要見込額により申請しておらず、経費実績報告時は実際発生額を市に報告していない。また、市は経費の実績報告が正確かどうか検証していない。	補助金の交付につき、必要見込額にて申請されておらず、また事業終了時に経費の実績が市に報告されていない。 市も、実績報告の正確性を確認していない状況にある。現状では、補助金の交付金額の妥当性を検証できず、次年度以降の適切な補助金交付額の決定ができない状況にある。 補助金交付の申請に際しては、必要見込額を積み上げのうえ申請し、補助対象事業終了時には、実際の発生額を報告する必要がある。また、実績報告においても、実際発生額を報告し事業実態を示す必要がある。市は、補助事業に関する経費の実績報告が正確であるかを検証する必要がある。	緑化公園協会に交付した補助金に係る経費の実績については、令和7年3月に報告を受ける令和6年度実績報告書において、現実に要した費用を記載させ、市として、補助対象事業に対し、適切な補助事業に関する経費の実績報告が正確であるかどうかの検証を行った。また、令和7年度に申請を受ける令和8年度予算についても、必要見込額の積み上げのうえ申請するように取扱いを改めさせる予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	163	結果	44	協会から交付している補助金について、詳細な活動の報告を受けていない。	当協会から地域団体に提出している助成金について、交付先より活動内容等の詳細な報告及び補助金の効果検証を行っているか客観的には判明しない状況となっている。 協会が支給する助成金については、必ず実績報告等詳細な情報提供を支給先より入手して、効果検証を行う必要がある。	緑化公園協会から地域団体に提出している助成金の効果検証については、活動の実施状況及び補助目的との適合性が確認できる情報を交付先団体から把握するとともに、緑化公園協会において当該情報をもとに活動内容の確認及び妥当性の判断を行うことにより、助成金の効果検証が適切に行われるよう、市から緑化公園協会に指導した結果、緑化公園協会においてもそのような取扱いをするよう改善していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	163	結果	45	随意契約の理由が合理的ではない。	現状では、原則として複数事業者から見積書を入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性が図れない状況となっている。 契約規則に基づき、委託業務の発注に際しては、複数事業者から見積書を入手する必要がある。	これまで緑化公園協会においては、同協会の「事務の手引き」などおりの取扱いが厳密になされていなかったため、「事務の手引き」などおりの運用がなされるように市から指導を行った。また、これを受けて緑化公園協会においても、これまでの取扱いを改め、「事務の手引き」を厳格に運用していくこととした。	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	165	結果	46	市から受託した業務の一部につき、市から書面による承認を得る前に再委託していた。	市からの受託業務の再委託につき、市の書面による承認を得る前に発注している。当協会から再委託業務を発注した時点では、再委託先事業者が、市で入札が禁止されている者かどうか、また、重要な一部の再委託であるかについて、市が判断できない状況となっている。 業務の再委託については、市との契約の定めに基づき、書面による承認を入手したうえで発注を行う必要がある。通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。再委託における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを契約書に定めることも検討すべきである。	令和8年度以降の再委託に関する申請とその承認の手続については、市から承認を行ったうえで、発注を行うよう指導していく。 なお、指摘のあった当該業務については緑化公園協会との単年度契約であることから、複数年の承認はこの性質に見合わないため、複数年の承認を行うことはせず、毎年、再委託の手続を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	166	結果	47	10万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 定期的に物品備品台帳と現物の照合を行う必要がある。また、10万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。	備品物品台帳に登録している物品及び備品については、今後は現物確認を徹底していく。また、10万円未満の物品については、令和7年度中を目途に台帳を整備して取りまとめていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	172	結果	48	退職給付引当資産及び退職給付引当金が公益事業及び収益事業の各事業に区分されていない。	将来の退職金給付に関連する費用は、正味財産増減計算書内訳表上、公益目的事業会計区分及び収益事業等会計区分の各事業区分に分けられている。しかし、貸借対照表において、退職時退職金を給付するために積み立てた資産及び将来の退職金負担額である退職給付引当金が、法人会計区分にて計上されていた。 退職給付資産及び退職給付引当金を可能な限り各事業に区分し、各事業の財政状況を適切に把握できるようにする必要がある。ただし、区分することが困難であれば、現状の法人会計区分で計上するのではなく、割合が高いと考える公益事業会計区分にて退職給付に関する資産及び負債を計上すべきと考える。	事業団では、当該指摘を踏まえ、令和7年度から「非営利法人委員会研究資料第4号」のQ3に倣い、公益目的事業会計にて計上するように取扱いを改める。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	173	結果	49	賞与引当金が計上されていない。	非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当事業団では賞与引当金が計上されていない。 会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。	事業団では、当該指摘を踏まえ、令和6年度決算から賞与引当金を計上するように改めた。	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	174	結果	50	期末時預金口座間振替時にかかる処理誤りがあった。	当事業団は、期末日に資金移動のために小切手を振り出しているが、銀行の引き落とし処理が翌年度当初になったため、仮受金を計上して調整している。現状では、資金移動させた事実が決算書に反映されていない。資金移動等により差異が生じた場合は、決算書上で調整するのではなく、銀行勘定調整表により差異の把握を行い、単に銀行の処理遅れのような場合は、法人の処理は完了したものとして会計処理する必要がある。	事業団では、当該指摘を踏まえ、今後において、同様の事象があった場合には、事業団の会計規則に基づき銀行勘定調整表を適切に作成して処理するように市から事業団を指導し、事業団においても職員に周知を図った。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	中央地域課	175	結果	51	指定管理業務に関する収支報告について、市が正確性を検証していない。 (中央南生涯学習プラザ)	指定管理者から提出された収支報告書が正確かどうかの検証をしなければ、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	指定管理者の提出する収支報告書に係る根拠資料等については、それを逐一確認するためには膨大な資料のもとに行わなければならないことから、金額の構成比やその重要性を加味したサンプリング的な確認を行うための効率的な手法を検討し、その検討結果に基づき取扱いを改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	175	結果	51	指定管理業務に関する収支報告について、市が正確性を検証していない。 (中央体育館、社会体育施設5館)	指定管理者から提出された収支報告書が正確かどうかの検証をしなければ、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	指定管理者の提出する収支報告書に係る根拠資料等については、それを逐一確認するためには膨大な資料のもとに行わなければならないことから、金額の構成比やその重要性を加味したサンプリング的な確認を行うための効率的な手法を検討し、その検討結果に基づき取扱いを改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園維持課	175	結果	51	指定管理業務に関する収支報告について、市が正確性を検証していない。 (記念公園)	指定管理者から提出された収支報告書が正確かどうかの検証をしなければ、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていた。今後は、金額が分かる根拠資料等の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行うよう取扱いを改めていく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	中央地域課	177	結果	52	指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（中央南生涯学習プラザ）	現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。 基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討された。	これまでに実績はないが、50万円以上の修繕等が発生した場合の費用負担についての協議内容を明確化し、その記録について保存するように改めて令和7年度から市と指定管理者とで認識共有した。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	177	結果	52	指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（中央体育館、社会体育施設5館）	現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。 基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討された。	今後、修繕に係る費用負担については、協議記録を作成し相互に保管していく。 また、必要な修繕の計画的な実施に向けては、現在、予防的な視点も含め、必要箇所の共有及び予算要求の上、順次対応しているところであり、引き続き団体との緊密な連携の下に対応を行う。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園維持課	177	結果	52	指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（記念公園）	現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。 基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討された。	令和7年度から50万円以上の修繕等については費用負担についての協議内容を明確化し、その記録について保存するように改めた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	中央地域課	180	結果	53	市から指定管理業務のために貸与された備品のリストを入手していない。（中央南生涯学習プラザ）	現状では、市の備品台帳に登録されている備品と、指定管理者が管理している備品に相違があったとしても、判明しない状況にある。 市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。	令和7年度中に市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をさせるように取扱いを改める。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	180	結果	53	市から指定管理業務のために貸与された備品のリストを入手していない。 (中央体育館、社会体育施設5館)	現状では、市の備品台帳に登録されている備品と、指定管理者が管理している備品に相違があったとしても、判明しない状況にある。 市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。	備品の適正管理に向けては、速やかに市と指定管理者の備品台帳、リストとの整合及び現物の確認等を実施する予定である。	検討中		令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	188	結果	54	指定管理施設において、USBメモリが使用されているが適切に管理されていない。	USBメモリ管理簿が設けられていないため、USBメモリの利用状況が把握できず、紛失・盗難により、個人情報等の漏洩のリスクが高い状況となっている。 備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するUSBメモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかとした管理台帳を設けることが必要である。	利用実態を把握した上で、利用するUSBメモリの数を最低限のものとし、使用する施設においては管理台帳を作成し、適切に運用するよう改めた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	企画管理課	189	結果	55	10万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。 (尼崎市社会福祉協議会)	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 10万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。	社会福祉協議会に備品に係る管理台帳の令和7年度中の作成を求めた。また、保有する備品の量が多いことから、サンプリング的に確認するなどにより少なくとも年1回は備品の現物確認を行うとともに、全ての備品を複数年かけて現物の確認ができる取扱いに改めるよう指導した。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	189	結果	55	10万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。 (指定管理施設)	備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。 10万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。	指定管理者と協議を行い、令和8年度に管理台帳を作成し、現物確認を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	協働推進課	189	結果	56	人件費補助及び事業補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。(人件費補助)	当協議会は、人件費及び事業経費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類等と照合していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。 市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与及び事業経費の集計資料を帳簿記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。	従来より提出を求めていた補助金所要額調書に加え、令和7年度からは、市は、当協議会より補助対象となる職員22人について給与台帳の写しの提出を求め、本俸、扶養手当等の各種手当、健康保険や厚生年金保険等の各種控除、支給額などの内訳を確認することで、補助金の金額の妥当性を確認するように改めた。 今後も、人件費補助に関する収支報告の正確性を確認していく。	改善済	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	福祉課、重層的支援推進担当	189	結果	56	人件費補助及び事業補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。(地域福祉推進事業等の事業に対する補助金)	当協議会は、人件費及び事業経費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類等と照合していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。 市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与及び事業経費の集計資料を帳簿記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。	従来より提出を求めている収支報告書に加え、令和7年度からは市社協と調整し、補助金交付額に係る事業経費の集計資料並びに補助金の対象事業に係る人件費の給与台帳及び支払伝票の写しの提出を求めた。提出を受けた資料を照合した結果、補助金交付額が妥当であると確認できたことから、今後も、地域福祉推進事業等の事業に対する補助金について、こうした取組を継続して行っていく。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	194	結果	57	指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。	収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にどれほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 当協議会は、収支の実績を市に報告する必要がある。 また、市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	令和6年度の外郭団体のモニタリング評価の中で、修繕費、建物保守管理費(清掃業務委託、給排水衛生設備保守点検等)の明細や契約書を含めて確認しており、一定のコスト管理は実施できていると考えている。 一方で、全ての帳簿記録や領収書等の提出及びそれらの詳細な照合を実施することは、作業量的にも困難であるため、他の事例も参考にしながら、適切な確認方法について随時研究を進めていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	200	結果	58	当研究所に設置されている機器・装置の稼働状況を把握していない。	当研究所のものづくり支援センターに設置されている機器・装置の稼働状況が把握されていない。現状では、利用者のニーズの把握、機器の更新・入れ替え等に関する適切な検討が行えない状況にある。 個々の機器・装置の稼働状況及び投下資本の回収状況を把握し、今後の更新について検討する必要がある。	ものづくり支援センターの機器・装置類については、2024年度下半期から、装置利用や依頼試験の実績について機器別、事業所別などの集計・分析を行っているが、それに加えて、令和7年度において過去の使用料収入を集計し、投下資本の回収状況を確認するように市から同センターに指示を行い、現時点ではその作業を同センターにて行っているところである。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	201	結果	59	当研究所が運営するものづくり支援センターに設置されている市所有の設備が、遊休状態となっている。	市から当研究所に貸与されている大型のレーザー加工装置が遊休状態となっており、収益の獲得及び施設の有効活用が行えていない状況にある。 市は、当研究所に貸与している物品で、現在利用されていないものがないかを確認し、該当するものがあれば不用の決定を行ったうえ、施設有効活用の観点から早急に売却または廃棄することを検討すべきである。	ものづくり支援センターの機器・装置類については、導入から長年月を経て事業所のニーズに合わない機器も多いことから、故障し、部品生産終了により調達困難・修理不可の高精度CO2レーザー加工装置をはじめ3台の機械装置の廃棄手続を令和6年12月に行った。今後においても、財団における新たな事業計画等を勘案する中で、使用不能な装置や使用が見込まれない装置については、廃棄や売却等の手続を適宜適切に行っていくよう改めた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	203	結果	60	多くの高圧電流制御装置が老朽化しており、更新が推奨されている。	当研究所に設置されている多くの高圧電流制御装置が老朽化しており、事業者及び市民等に利用されている機器・装置が利用できなくなる可能性がある。 ものづくり支援センターに設置されている機器・装置の利用者に支障をきたすことのないよう、更新計画を策定し、順次更新していく必要がある。	当財団の電気設備については、法令等に基づき、月次点検、年次点検を適切に実施しており、その中で、主要設備機器の多くは、設置後長年月を経過していることから「更新推奨」と判定されている設備の健全性を確保するためにも、当研究所の建屋の所有者である市が、適切な時期に電気設備機器の更新をすることができるよう機器、装置の現況を確認した上で更新計画の策定していく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	205	結果	61	補助金の要綱の規定が不十分である。	現状では、事前に概算で交付した補助金額に関する確定の有無及び精算の有無に関する事実が確認できない状況となっている。 補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。	市において、令和7年度より要綱を改正し、概算払いした経費の金額確定通知及び精算通知等精算に関する規定を設けた。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	206	結果	62	市は、当研究所に対して交付した人件費補助金に関する収支報告及びものづくり総合支援事業補助金に関する収支報告の正確性を検証していない。	市は、当研究所に交付した補助金について、実績報告書を入力しているが、報告書に記載される収支について正確かどうかの検証を行っていない。現状は、交付した補助金額が妥当かどうかの検証及び次年度以降の補助金交付額の適切な判断ができない状況にある。 人件費集計報告及び収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類とを抽出により照合し、報告の正確性を検証する必要がある。	ものづくり技術支援事業補助金は、人件費補助の性質とそれ以外の事業補助の性質を持った補助金として交付を行っており、これまで、補助対象となるものづくり技術支援事業の事業報告を実績報告書として当研究所から提出を受けて、補助金交付に当たっての事業実績を判断していたが、包括外部監査人の指摘のとおり、実績報告書のみでは十分な補助金の使途の確認ができるわけではないため、実績報告書の記載の裏付けとなる資料の提供を当研究所に求めていくことが必要であるが、いかなる資料の提供を求めることが補助金の使途の適正さを確認できるかについて特定ができていないことから、使途の確認ができる資料がどのようなものかについて調査研究を行っている。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	207	結果	63	3月の機器・装置の使用料収入のうち、入金が翌月以降となるものが収入として計上されていない。	機器・装置を民間事業者及び市民等の使用に供し、利用料を受取しているが、利用の事実に基づいて収益が計上されていない。現状は、3月に計上した収益と費用が対応しておらず、正確な業績を把握できない状況となっている。 利用料の入金の事実により収益を計上するのではなく、機器等利用の事実に基づき、収益及び未収入金を計上する必要がある。	決算書では機器・装置の使用料収入は全て、発生主義ではなく現金主義により、入金の実実に基づいて計上していたため、3月の利用に係る使用料収入のうち、入金が4月以降となるものを収入として計上せず当該収入は、別表にて未収入金として加算し、計上していたが、今後は指摘を受け機器・装置の利用の事実に基づき、適切に収益及び未収入金を計上するなど、適正な決算書の作成に改める。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	207	結果	64	資本的支出を修繕費で処理している。	改修工事について、資本的支出とするか修繕費とするか慎重に判断していないため、誤った会計処理を行い、費用計上額が大きくなっている。 修繕等を実施する際には、資本的支出か修繕費かについて慎重に判断し、適切な会計処理を行う必要がある。	資本的支出か修繕費かの判断は困難を伴うことが多いため、適切な会計処理となるよう検討を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	208	結果	65	機械装置の圧縮を行っているが、法人税の申告で提出が求められる別表を作成していない。	機械購入に際して補助金の交付を得ており、これに対して税務上圧縮記帳を実施しているが、税務申告書上圧縮にかかる別表が作成されていなかった。 適切な税務申告をするためにも、必要とする別表の添付漏れがないように作成する必要がある。	別表の添付について、適切な税務申告となるように検討を行っていく。	検討中	—	令和7年2月19日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和6年度>監査テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	209	結果	66	消費税の申告書の計算に誤りがある。	特定収入に関する消費税の調整計算に誤りがあり、結果として申告額が誤っている。 特定収入の集計が誤っていることから、仕入控除税額の計算にも影響を与え消費税の納付税額にも影響を与えることになる。顧問税理士と十分協議して、特定収入の取り扱いについて適切に集計し消費税の申告書の作成に努める必要がある。	今後は、特定収入に係る消費税の調整計算について、顧問税理士と十分に協議を行い、その取扱いを改めて確認したうえで、令和7年度決算から適切な消費税申告書の作成に努める。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	209	結果	67	賞与引当金が計上されていない。	非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。 会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるため留意を要する。	令和7年度の事業年度について作成する貸借対照表において、賞与引当金を計上するよう取扱いを改める予定である。	検討中	—	令和7年2月19日

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R5	都市整備局	公園維持課	76	結果	1	前金払理由の記載内容の充実	尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。（緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託）	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いと改めた。	改善済	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いに改めることとした。	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	77	結果	2	前金払理由の記載内容の充実	尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。（西武庫公園維持管理運営業務委託）	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いと改めた。	改善済	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いに改めることとした。	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	79	結果	3	一者特命随意契約理由の記載内容の充実	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。（道路植樹帯保護育成業務委託）	令和7年度の都市整備局の重点課題として、緑化公園協会とのパートナー関係の強化に向けた取組を掲げており、緑化公園協会の委託に関する方針決裁の作成に向けて検討を行っている。	検討中	一者特命随意契約を締結する場合における随意契約の理由については、尼崎緑化公園協会の果たすべき役割や在り方などが重要な要素となるため、その検討を行っているところである。	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	82	結果	4	一者特命随意契約理由の記載内容の充実	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。（公園保護育成事業）	令和7年度の都市整備局の重点課題として、緑化公園協会とのパートナー関係の強化に向けた取組を掲げており、緑化公園協会の委託に関する方針決裁の作成に向けて検討を行っている。	検討中	一者特命随意契約を締結する場合における随意契約の理由については、尼崎緑化公園協会の果たすべき役割や在り方などが重要な要素となるため、その検討を行っているところである。	令和6年2月21日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財産管理事務の執行状況について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R2	総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	結果	2	【普通財産（戸ノ内町3丁目）】長年無断で利用されている土地について、適切な貸付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。	市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う必要がある。 今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないような措置を講ずる必要がある。 また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見だしにくいのであれば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土地について、売却手続を検討する必要がある。	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施した。その後、地域団体によって設置されていた「だんじり置き場」等の撤去も完了し、土地売却に向けた測量及び地下埋設物の調査を実施した。その後、令和8年2月26日に売却が完了した。	改善済	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施したことから、今後当該土地の売却に向けた処理を進めていく。 なお、当該土地にはフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	令和3年2月22日
R2	経済環境局	経済特命担当	180	結果	9	【アミング潮江駐車場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	アミング潮江のウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、来街者用を本市と株式会社ジェイアール西日本ホテル開発が、居住者用をJR西日本不動産開発株式会社が共同して所有し、それぞれの駐車場が発券機を含む出入口を共用し、1つの駐車場管理システムにて入庫管理を行っている。このシステム親機は管理者が24時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体（住宅・商業施設・ホテル）を監視する防災センター室（プラスト駐車場管理室を兼ねる）に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営を行っている。このため、市の意向のみで駐車場の管理運営事業者を決定することはできない状況にあることから、駐車場の管理運営事業者の公募について、共同所有者との協議を行ったが、協議が整わなかった。 他方で、アミング潮江イースト駐車場については尼崎市開発株式会社へ貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和7年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	検討中	アミング潮江のウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、来街者用を本市と株式会社ジェイアール西日本ホテル開発が、居住者用をJR西日本不動産開発株式会社が共同して所有し、それぞれの駐車場が発券機を含む出入口を共用し、1つの駐車場管理システムにて入庫管理を行っている。このシステム親機は管理者が24時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体（住宅・商業施設・ホテル）を監視する防災センター室（プラスト駐車場管理室を兼ねる）に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営を行っている。このため、市の意向のみで駐車場の管理運営事業者を決定することはできない状況にあることから、駐車場の管理運営事業者の公募について、共同所有者との協議を行ったが、協議が整わなかった。 他方で、アミング潮江イースト駐車場については尼崎市開発株式会社へ貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和6年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	令和3年2月22日
R2	経済環境局	経済特命担当	189	結果	12	【さんさんタウン駐車場・集会場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	塚口さんさんタウン駐車場については尼崎市開発株式会社へ貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として、令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。 また、集会室についても、駐車場と同時期にプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和7年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	検討中	塚口さんさんタウン駐車場については尼崎市開発株式会社へ貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として、令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。 また、集会室についても、駐車場と同時期にプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和6年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	令和3年2月22日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R1	こども青少年局	保育管理課	118	結果	4	【施設型給付費】施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。	実施に向けた人員体制、具体的な手法や担当課の選定等については、関係課と協議を継続しているところである。	検討中	令和5年度に実施した特別指導監査において、人員配置に関する調査を行うことで確認監査の実施に向けた事例ができた。一方で、実施に向けた人員体制、具体的な手法や担当課の選定等については、関係課と協議を継続しているところである。	令和2年2月21日

<平成27年度>監査テーマ：債権管理事務について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H27	経済環境局	しごと支援課	230	結果	158	分割納付の署名捺印が得られていない案件について	当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。また、関連する条例や規定（「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」）には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。	令和7年度は、令和7年4月23日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた結果、同年10月末日現在で毎月の納付はされているが、分納誓約書については未提出の状態となっている。なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。一方、これまでも165回にわたって、適切に分割納付はされており、令和7年10月31日現在の残債務率は24%となっていることから、分割納付の署名捺印がなくとも債権の大部分を回収したことによるため、現時点においては、分割納付の署名捺印が必須とは考えていない。	見解の相違	令和6年度は、4月22日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた。なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年程度かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分納誓約書への署名捺印を求めていく。	平成28年2月22日

令和6年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度>監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H25	福祉局	高齢介護課	183	結果	174	グループハウス事業継続の必要性について	<p>当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。</p> <p>地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。</p> <p>仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。</p> <p>一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。</p> <p>そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。</p>	<p>グループハウスは、高齢者の自立した生活を支える拠点の一つであり、地域との交流の場としても、その役割を果たしている施設である。</p> <p>一方、グループハウスと同様に、入居者の安否確認や生活相談等のサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」等の供給が増加しているほか、近い将来には大規模改修による新たな費用負担が生じる可能性も高く、改めて、課題認識を持って、そのあり方を検討してきたところである。</p> <p>その中で、今日における事業目的の達成状況や費用対効果等を含め、事業廃止の方向で整理を行った。</p> <p>ただし、事業廃止に向けては入居者等への十分な配慮が不可欠であることから、事業受託法人との協力のもと、転居に向けた丁寧な支援を実施するとともに、廃止時期の決定を含めて、慎重に対応を進めていく。</p>	改善済	<p>グループハウスは、高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が期待される施設である。</p> <p>事業見直しについては、現在でも新規入居者の申込みが断続的になされているところであり、入居者の生活環境の変化による認知症の進行など、検討に当たり、配慮が不可欠である。</p> <p>また、事業規模の拡大については、財政状況にも留意が必要であり、直ちに対応することは困難である。</p>	平成26年2月18日

<平成23年度>監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H23	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	188~193	自動販売機の使用許可の原則公募について 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	<p>自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。</p> <p>【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】</p>	<p>指定管理者による施設内への自動販売機の設置については、指定管理施設の効用を高めるための多様な自主事業の実施に必要な財源確保の一環として取り組むものであり、仮に収益の余剰が生じた場合でも実施事業全体を通じて市の財政負担の軽減や施設の利便性の向上により利用者に還元等されているなど、公募による使用料収入以上の行政効果が期待できることから、現時点で市による直営実施への転換は考えていない。</p>	検討中	<p>本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で、指定管理者の創意工夫の下、実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはないが、スポーツ振興事業団の在り方も含めて検討を行っている。</p>	平成24年2月20日